

通 所 介 護 事 業 運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 白 寿 会

運動・リハビリ強化型デイサービス ファンビル プレミア扇

運動・リハビリ強化型デイサービス ファンビル プレミア扇

通所介護事業運営規定

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人白寿会が運営する介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 従事者は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた健康で明るく生きがいのある日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスと必要な心身機能訓練指導を行うものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 運動・リハビリ強化型デイサービス ファンビル プレミア扇
- (2) 所在地 東京都足立区扇 1－3－5

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（兼務 1 名）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 従事者 生活相談員 1 名以上
生活相談員は生活指導その他の通所介護の業務に従事する。
介護職員 1 名以上
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
機能訓練指導員 1 名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日および 12 月 30 日～1 月 3 日を除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から 12 時 15 分、午後 1 時 30 分から午後 4 時 45 分までとする。

(通所介護の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、サービス提供時間帯ごとに 10 人とする。

(通所介護の内容)

第 7 条 通所介護の内容は居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体介護

(2) 機能訓練、アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養

キ. その他必要なサービス

(3) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

(4) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(通所介護の利用料等及び支払方法)

第 8 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う費用として、介護保険に定められている加算を超えて徴収はしない。

(2) その他通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものや、アクティビティ・サービスに係る諸費用であってその利用者に負担させることが適当であると認められるものについては実費。

3 利用者は、事業所の定める期日までに、利用料を指定される方法で支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、足立区。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従事者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従事者が必要と認めたものは持参するようにすること。
- (6) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第 12 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従事者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、通所介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 月 1 回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日改訂。

令和 4 年 6 月 1 日改訂。